

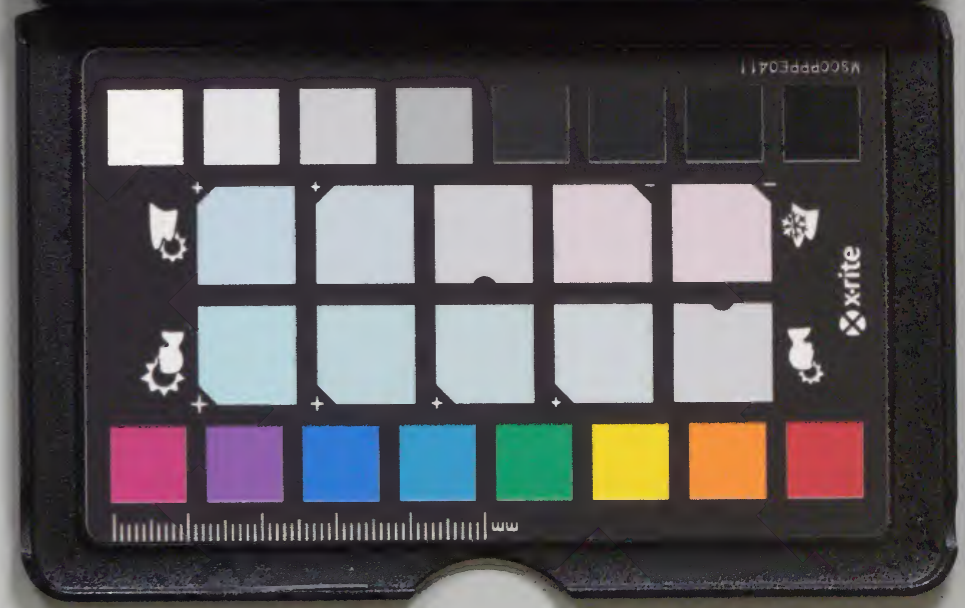
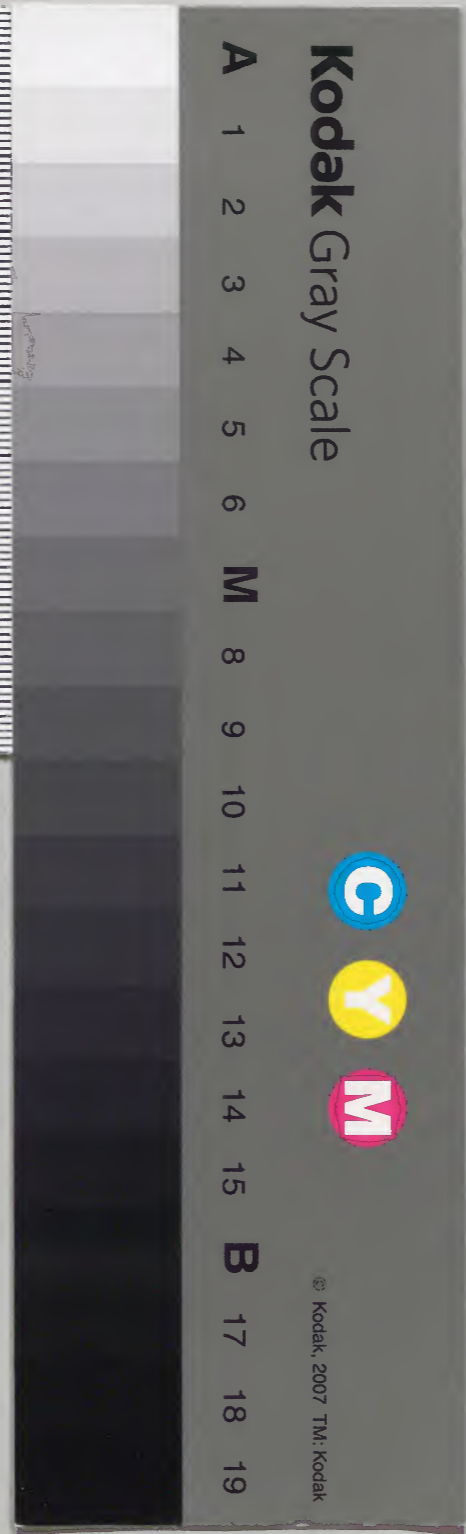
通航一覽

四

內閣文庫		
三	二	和
五	大	書
八	一	
函	六	
架	冊	類
號	號	

139
閣

內閣文庫	
番號	和 35381
冊數	26 (4)
函號	178 444



Handwritten scribble at the top center of the gutter.

739

中山王公朝

目錄

高麗國朝

遺記一覽

Handwritten scribble at the bottom center of the gutter.

通航一覽卷之四

琉球國部四

目錄

一 中山王來朝

通航

覽卷之四

琉球國部四

中山王朱朝



慶長十六年辛亥年一朱朝為津

州初家久中山王尚寧と係國也

しへさり命と義りすこ明王より

も清く有あつたよしくこも終よ

尚寧及び係國を國よ名を以是より

彼ちよ望國成並法制を定め毎歲
薩摩よ納貢せしむ同年十二月十五日
家久の使者為寧の謝使に率わく
薩府よ來り家久の亡父三位法皇龍伯
の遺物と献し龍伯ハヒコトクニ
月廿一日卒シかつ為寧の
事と云ふはしり

東照宮御附使を薩城よ右希殿より
といひ洋謁をせり尚寧
の歸と云ふはしり

國家傳の書よ分のふりしりとも南浦文集載為寧の書
牘及い琉球國奉書等よ薩摩よ出る事一二年より
國に歸りて祀しりめ為寧の薩摩よ來つり十四年
より今年よりいりしり二年よ及ひしり今薩府祀
考よらりて交ひし後
將軍家代習及い中心王龍封の時必は使者派なり
國王より使者らやり奉るとふりて官家と交ひしり
を奉り使者らに龍封を謝しり薩府に謝しり使者
者奉貢の條
に詳ふり

慶長十八年庚戌年よ及い中心王歸國しり
セリ

貞享松平大隅守書よ為津家譜 貴久祀 官本當代祀 創
業記 慶長年録 ○按しりしりしり書にりり為寧乃

帰國ハ慶長十五年のころにふれども、不徳化せしもの
よきたる家久國より歸りて、後四年帰國せり、と詳し
化せざるのこゝろを永徳津家久傳ふ、とて年々
然るに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、
慶長十五年家久還薩摩之後、令中山王歸
琉球國、而毎歲納貢、更世則來朝
續奉勅通鑑

慶長十五年家久引中山王而歸薩摩、自是
令王及俘囚送還琉球、乃置監國立法制、年
々納琉球貢稅六万石於薩摩矣

成功記 武德編年集成 大正川志保、武德編年集成大正川
志保、九月、二日條、記、○按、この下、下、裁り、貞、亨、子
松平大陽、書、よ、り、い、陸、尾、子、播、る、よ、
琉球の貢稅を三万石とす、と、い、は、る、ふ、る、よ、也、
家久、保、中、山、王、之、西、海、之、書、付、

琉球、我、維、中、載、い、は、對、日、本、疎、畧、依、在、
遣、人、勅、之、被、却、割、王、位、至、日、本、海、得、い、
よ、よ、也、何、れ、一、有、い、義、法、方、次、身、い、切、た、い、離、
舊、邦、可、為、迷、惑、奉、銘、心、并、帰、國、中、山、い、る、
志、志、不、一、有、西、忘、却、奉、

- 一 王國之格式日本不相似也其成法亦事
- 一 王位為衆人初行也分相定之其乃向後
- 不每出之其之其係其後肝要之事
- 一 百姓連之國新の由之守功の乃不得後百姓
- 不致辛勞也其係其之事
- 一 每年酒磨取之使時分相遠之其海路不
- 易の乃自今以後之其為紙紙取之相定之若
- 時分の乃其酒磨又係航仕の其之相定之科

此事

- 一 如舊親判形也其高取之岸之時其相定
- 少最自由也其相定之其附並其方之有
- 波之事

右條之望固之其相守之也仍禮之其係

薩列舊傳紀律
年月之紀

琉球國王尚寧與大明福建軍門書畧
小邦去日本薩摩州者僅三百餘里以故

三百年來以時獻不腆方物修其隣好項
有不肖番夫據しるる琉球屬和録よこ小邦那をこせしありて之り邪那此事ハ平均始
末の條緩其貢期是故薩摩州進兵於小邦
義以小邦荒墟者誠天之所命而我亦以無苞
桑之戒也不幸而為其俘囚在薩摩州者
三年矣州君家久公外好武勇内懷茲憫
待我以待貴客之禮禮遇之厚者三年一
心加之送還我於小邦云々

南浦文集

第二十四代尚寧の代よあつて大の北神宗為曆
二十七年日本國薩摩の事薩摩のたふしを
まてたふ事し二年しつて國より帰ふ

琉球國事畧

慶長十六年中山王尚寧得還國

南島志

中山王尚寧日本よりたふ事し二年過を悔眾

と附く其の長十六年ぬく奉國少保の奉と
得くり此時

祢君家久は琉球王と属し多しづり永代
附庸の國とふり臣と仕ふる奉を蒙りあり
まよりし

將軍家清代替りよ中山王より其の代使
臣派來聘せしむ彼國に代替りよ
將軍家孔約命と藩別侯より傳をせしむ

よらうしと後位を嗣他日恩附の使よよふ
つと國帝と日中よりある嗣附の時
彼國より冊封を受るふりよ
まよる日中よ近きる日中の援助よあり
まよる日中の日用よも奉りありあり
まよるよより國人耶麻刀と稱し
日中よまよる

琉球記

慶長十六年十二月十五日島津龍伯
為遺物長光刀左文字脇差獻之就之去歲
所擒來之琉球王歸之則琉球之往來可為
如前々之由自大明國依請之彼王歸遣之
旨言上依之琉球人着府則於前殿御覽之
藥種及彼邦之異物等獻之

後府記

慶長十六年十二月十五日琉球使來獻藥

物及土産

家忠日記追加
參陽武編全集

慶長十六年三月十八日島津家久の老父
竜伯の遺物として長光の刀左文字乃招
指に就しと
自正徳年を竜伯年として兵庫の義弘も年
弘入道惟新の年とすハ元和五年七月
五日ふれは此年の事とすハ誤りなり
○按ずるに島津家譜よりより義
中山王今よ薩摩に逗留しつるに依りて大明
帝より中山王帰國の事請来りより

琉球へ帰る心

按ずるに大三川志國朝大業廣記に中山王純國と許さる琉球往來

の記述古のころより多く

と後に入依てさる琉球

使を奉るに心より申す琉球の使者は

府へ来つる藥物を國産穀米を献じ

武徳大成記 大三川志 國朝大業廣記

慶長十五年家久國へ帰りて年々

はして中山王と琉球へかへして中山琉球

の一名なり

寛永高津家久傳 官本尚代記 創業記 慶長年録

中山王純國へ後主以來

公方様御代習

若君様御誕生又ハ中山王自分継自

ハ王方江戸へ使者を遣はし尚寧

尚徳四年と琉球人ハ方系系府仕

薩列傳傳記 ○按らるるは書正徳四年 此様ふれり

琉球國より毎年秋米十二万二千石

薩列麻見為の貢人

後尾

寛永十一年八月廿日

大猷院御判物

薩麻大隅并日向國徳祿郡別入合六指方不

子石解 目録在 此外琉球國拾貳万二千七百石

事金可成領知状如件

寛永十一年八月廿日 伊豫守判

薩麻
中洞之度

貞享松平大隅守書上

中山王尚寧一掃一國乃後波國守後
よ苗りよころ薩麻の物士帰朝せん
とん時よ尚寧送ふのの宴と用と其
調味よ蕃薯者よおしおすれこれ
殊味ふりよしてよふて斎し帰るに

此物の本邦よ海りよころ始ふるへよころ後類多波國より薩
麻よ海りよころ製法よも傳へよころ享保中よ余あり國

蓋此物よりして徳國より傳へられたる伊豆國
附法島より傳へられたる地味は極めたる

清津家久中山王尚寧よりして本國より傳へ

傳へたるに京書年代より記
しるは徳島條よりあり 時より徳國より傳へ

しるは薩摩の法物も傳へたる人よりして使とて

中送る依り十月に法物為朝としりて

つら為寧法物と王城に傳へる食慾せしむる

時より琉球芋とありしものよりして傳へたる

はりれは地味よりして傳へたるけつ玉王

自りては是れ小國より法正生とて物也貴航せ

らりては満里ふれとて生るる芋とて貴客

かよりては法物とて地味也傳へ玉れとてけし

不切なりとありしは是れ小國より傳へたる

苞よりして進へせりて傳國の法大守にもなり

は是れ大守も地味とて貴味とていこれより

歴々の調味とて地味とていこの食はる事能く

は年より琉球へ不切なり求められたるは永年

中にいつの琉球の是とある申す状に製
法をくわしく書付たりは是の薩列の
他くせらるるよき生して琉球より送り
不し遠の他玉も老かたり
梅はるに享
保年中海康
氏より此書より琉球より薩列へ渡りゆく二千四百六年
程に成りありは天和年間よりよりゆくは寛永
年中とくか
程りたり
琉球芋と稱しりり今薩摩より他を
伝玉とくは薩摩芋と稱しれども薩摩の

一冊
一冊
一冊

てふ今琉球芋と云ふり當時は徳由の廣
より澤山の芋と食物のやうに思ふも
本と思ふは中じいねよあは儀膳力
節の米穀の代りし食し人命と保し
島津琉球軍精記

享保の以浪人また文苑番者考は國字
法を他りく薩摩芋の國用は益あり
人民の食料をたたくる事は要しし

ちりて中々と中々よき事一ふ石川津茶園よき
 試うよ種さうせふれ農民よも他りおき入てさ
 各伴出さし伊豆の國附為さしとも種さうせ依
 酒の園よもあふささるささるささるささるさ
 園字汰板のさ伊丹廣く他おき入てさ各福さ
 せささるささし薩摩之伴ささるささし薩摩茶の
 終て各植付の法ささるささるささるささる
 秋り書付たよ出ん

梅ささるさ書付れ結末これ
 二月とあれしとも何年と

今事紙
 脱せり

さうま茶園の事

十月の序過七日八目の以細より掘取らかり
 種茶かすい埋まやうの事細より掘出
 こと能おと水ささるささるささるささるさ
 しい事ささるさ吹ささるささるささるさ
 くも家の陰よささるさ風あささるささるさ
 湿ささるささるさ茶とささるさ分量かささるさ

み付程一通の並に上へ横よるし入るし
馬糞と草のえりたる程並蔬とを夜通か
ち並かりつしよ家なをうらり風力
あしむる程並蔬よくかひ日にか
よひあちちを日よあしむる風
れあしむるため日よあちち並芽力
おん時分を草をうらり芽よくかひ
芽みみすよのいれ付かたぬらぐ列よ植

る可又尺程うらりと並植る草れつよみみす
間よゆえみみすよのいれ付よりゆれ
可毎よみ付程うらりとゆれぬ
しよ根出芽出来しゆれと下化を
うらりしよ草よのいれつよ並よ
かちしよ出来しゆれしよ二つ程か
入し能いし根元のちよれぬ
又と入れし中直しゆ煙入付の時を草

とんちん下馬糞と入山と一茶と
不寸ふとんはかち極る也

薩摩茶

一是を唐園より酒來ん

一そのひより薩列より他

一唐園より琉球酒來琉球より薩列酒

いづくに信回又年程を成ん

一唐茶と習へん皮の色を白赤為赤

い赤と茶と午不日茶とも赤茶とも
為赤茶の事とは茶茶二つ茶茶とも
下ん何れも別種とて中存ん風味皆身く
か、は、留、中、存、ん

一琉球茶とも中く別種ありて中、の、も、有

く又を同種とすそのもあつん何ん

一琉球茶とも中く唐茶とも別種とて

と、い、も、習、へ、ん、皮、の、色、を、白、赤、の、茶、も、有

いんまいはあいも又を赤くして茶とも
喝する管茶内の色も白くも風味は
別る〜管茶もなる

一 茶葉薩列へ他初れを程久ぬ茶より年別
お初れしゆりんをさく〜中〜茶も海あり〜
他も

一 茶葉〜茶と種取種月ゆりて茶此
色〜〜管茶もなる初〜より稀〜も白

〜茶と茶と出来ぬとち〜唐茶〜り
は茶葉出来ぬと茶なる

一 百姓を吏食給に茶を何種か〜り
一 管茶ゆり〜二年計〜とち〜の〜り

一 琉球茶唐茶生〜〜管茶ゆり茶を九月
以茶と茶取日高の管茶成層の下同煎
かゆ海茶ゆり〜とち〜合と中〜とち〜り
よも茶ゆり〜〜と茶取も右〜類り

このときの不織紙よびしと申入奉と入れ
並にさししも茅ししつらしと並るふれと
浅き入しつら紙はかた並しと相立年二月
比しつら痛しつら右時におさいしつら
並しつら中より取出一家のしつらしつら
茅の葉しつらおそしつら並しつら六月時分
しつら持しつらしつら八九月に掃取しつら
干涸ぬらしつら交せたりしつらしつら入火と焚

いしつらしつらしつら相立年夏初しつらしつら
中しつらしつらしつらしつら

一久おびしつらしつらしつらしつらしつらしつら
調査ふしつらしつらしつらしつらしつらしつら
並しつらしつらしつらしつらしつらしつらしつら
しつら

一肥料しつらしつらしつらしつらしつらしつら
しつらしつらしつらしつらしつらしつらしつら

一 小麦小麦粟蕎麦此粉をこしより
だんごよびんでも用い

一 唐芋十初出来の地は琉球芋と七初出来
のいぢ麻芋芋琉球芋此分つとね乳で
は白濁此芋は薩列より要細く紙の舟
此取りよい

二月

唐芋苗待松種付し以牙

一 種がくし並松種付し一長かつと九月の
時分お不降内長とと人田五寸程し切日あり
一 岸の下暖きから石と石人合様し一廣と
き人七八寸程し楕円くくを四五寸程おし並
しと涼と五六七寸ふととくしせいと並並年
二三月以降は細苗種付し一長しよやふんと
くし四月より五月と旬以よとと種付し
一 苗芋と正月末より二月初より苗床よ馬

糞と厚くして人の作り並とて一草と並一草
のえらむ程馬糞とてかかせつゝ芥とて
並大日とて明あいて思ふ中芽分なくとも茶
と取除くしむちの芽七八寸程成長つゝは
芽とてかた取植付し又茶と厚く苗床
よあせ並しゆを芽出はし草とて別床
よ並し芽あつゝ三四人よ成長はしは
七八寸まゝ人程よ切植付しゆりも有し草

薄く苗床よあせ並しゆを別床よ並しゆを
おしゆりもあしゆを併床よ並あつゝ右のこ
とく三四人よふりゆ中切はく植付しゆ

但留に植付しゆを横よかつゝと植付と二三寸

かきしゆ

- 一 掘取の時分は九月末不凍うちよま
- 一 琉球草唐草かつゝの杉子同根よおん

以上

二月

享保二十乙卯年閏二月九日
定右邊の薩摩芋他は御所
も今にお精進の身程に
以下洋領物以下

以上享保年録

有徳院様薩摩芋種と
は御所付公民に種と
は御所付公民に種と

きたよふその取柄も
美民見馴れやうと
くくくこれに依る
れく薩摩芋の切能書
人これを喰ふとくハ
祀を世給いーは世
散ー今有る世よこれ
貧民のためあつた飢饉

〜支食乃助也〜

明君享保録

番諸自注又一名耳諸其赤者名朱諸番耳
乃三種通稱也

和名琉球芋又名薩摩芋呼其赤為赤芋
按番諸其種原出于琉球國其品有白黃
赤三品而白者最勝曾聞彼國人殊貴重
白者嚴禁傳種於他邦故本邦所有黃朱

二種耳不彼知其有白薯遂呼黃者為白
薯稻若水云赤黃者性粘白者不粘不粘
為上品粘者為下品特粳糯之異耳其白
者疑是番芋歟然未敢決愚按扣鉢齋行
厨集以朱薯為香芋未知何是

番諸録

慶長十七壬子年中山王為寧の
使僧圓覺東堂薩摩に來り家

久の父宰相入道惟新の書牘を繕
る惟新田三々として自後其心あるは
しとて多と諭く
異國日記より一系年
二月十九日惟新より
尚書より繕れる通牒を裁きて文中早く嗣王は定
めし事を諭せし事其の返答年代をのせし
とも文意より必ず
元和元年の書なり

慶長十七壬子年三月二十日

答琉球國王書

別來忽忽換一寒暑徒竭遠望而已多歎

多歎恭聞錦旋之後匪意安一國公族至
於島嶼小民各得其所矣寔雖為天幸惟
我家久公德化之所及也祇今圓覺東堂
為正遣使遙渡大洋一封書音數箇珍贖
逐一所拜受也
按すくと来後より
奉今不見なり自今以往
國恭民安長久之計貽厥孫謀者在尚
寧王之存誠誓勿忘在莒之時可也恐懼
不宣

壬子三月二十日

藤氏惟新

拜復

中山尚寧王

閣下

按す。に為津氏ハ右矣將頼朝よりおのれハ清和源氏よりおのれ
と後氏と書せり。事ハ為津家譜より元祖為津忠久
ハ頼朝ノ庶長子として比企判官能員ノ妹丹波局ノ不生子
として養育ノ嫉妬と避けて妊娠中於津國ニ落し下り後氏
と名く忠久生誕あり局後所なくせり。是ノ領主ハ文字氏
大浦惟宗廣言ノ嫡子忠久も家ニ成長して一ハ女惟宗
姓と冒して後氏清和府基道ノ養子とふりて是より
後氏ノ後めり。と申す。元和二年六月家久より安南國華
那公より入る書。ハ後氏家久と記して二縁ハ
台徳院敏清廟あり。彼家より秋傳せり。唯宗も後氏と
あり。と付く。我れハ。と。後氏と冒せり。事推し知りり。

某年二月十九日

答中山王書

今春賀詞千祥萬吉如示諭京畿干戈出
于不意無幾而東西太平上下歡抃珍重
珍重我少將家久公遣使於貴國擇定嗣
王嗣王分定者國家長久之計也自古嗣
王不定則國有覬覦者若然則其憂在社
席之間矣早使親族之有才者嗣其祿位

則佞巧之徒豈有亂國者乎伏願擇師傳
之知古今者置之嗣王左右教以成敗示
以節儉古云愛子教以義方忠孝恭儉義
方之謂若嗣王能解義方之理能致忠孝
於太上能行恭儉於國家又能知成敗於
未然之時與我薩府府君永不忘親睦之
心豈非貴國太平之基乎太上儲王同能
知之所贈之赤氈二片蕉布十端酒甕一

箇拜而受之不勝感荷不宜

二月十九日

惟新

拜復

中山尚寧王

閣下



以王異國日記
南浦文集

